

### 1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置。

議長：内閣官房長官

議長代理：内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、経済産業大臣、防衛大臣  
及び有識者6名

### 2 開催日

平成24年7月4日（水）9時～9時40分 於 官邸大会議室

### 3 議題

#### (1) 「情報セキュリティ2012」

「国民を守る情報セキュリティ戦略」（平成22年5月情報セキュリティ政策会議決定）に基づく、政府の情報セキュリティ政策に係る年度計画「情報セキュリティ2012」が決定される予定。主な警察関連施策は、次のとおり。

- 標的型攻撃に対する官民連携の強化等
- サイバー犯罪の取締り
- 犯罪抑止のための広報啓発の推進
- サイバー空間の安全性・信頼性を向上させる制度整備
- 国際連携の強化

#### (2) その他

「2011年度の情報セキュリティ政策の評価等」、「政府機関における情報セキュリティに係る年次報告（2011年度）」、「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT）の発足」、「情報セキュリティ人材育成プログラムを踏まえた2012年度以降の当面の課題等」等について報告される予定

1 被疑者

住居 千葉県浦安市

職業

(26歳)

2 被害者

住居 仙台市

職業

A 女 (当時23歳)

3 逮捕関係

逮捕日:平成24年6月21日

逮捕罪名:殺人

逮捕種別:通常逮捕

4 事案の概要

被疑者は、平成24年4月30日、千葉県浦安市内のA女の知人宅において、刃物により同女の胸部を突き刺し、殺害したもの。

5 逮捕の経緯

千葉県警察において防犯カメラの解析、現場鑑識作業等所要の捜査を推進の上、被疑者を取り調べた結果、犯行を認めたため殺人罪で通常逮捕した。

6 今後の捜査方針

犯行状況、犯行の動機についてさらに取調べを継続して全容解明に向けた捜査を推進する。

## 1 態勢の強化

- (1) 福岡県警察では、本部各部門から動員した捜査員、機動隊、自動車警ら隊、交通機動隊等を北九州地区に集中的に投入。
- (2) 本年4月19日以降、全国警察から機動隊を福岡県に派遣し、北九州地区における保護対策、検問、警ら等を徹底。
- (3) 暴力団対策に関する協定に基づき、佐賀・熊本県警察は4月10日以降、山口県警察は4月26日以降、福岡県内の県境付近において警察車両で警戒。
- (4) 所要の装備資機材を福岡県に集中配備。

## 2 治安情勢

- (1) 北九州地区における5月中の刑法犯認知・検挙件数は以下のとおり。
  - 認知件数は1507件で、前年同期から約18%減少。
  - 検挙件数は698件で、前年同期から約69%増加。
- (2) 福岡県における5月中の工藤會構成員の検挙人員は11人で、前年同期から6人増加。
- (3) 4月8日の九州誠道会幹部銃撃事件の後、徹底した警戒活動等により、道仁会と九州誠道会の対立抗争事件の続発を抑止。
- (4) 暴力団等による警察活動への妨害・けん制事案が散見。

## 3 主な事件検挙

- (1) 平成21年8月、工藤會傘下組織組員らが、北九州市内において、拳銃を発射し、建設会社役員宅に駐車中の車両3台を損壊するなどした事件で、銃刀法違反等により検挙（6月）。
- (2)
- (3) 本年4月26日から6月24日まで、派遣された機動隊、福岡県警察の自動車警ら隊等の街頭活動により、覚せい剤取締法違反で12人を検挙。

公安委員会	中国人による組織的な運転免許	平成24年6月28日
説明資料No. 4	不正取得事件の検挙について	国際捜査管理官

愛知県警、警視庁、栃木県警合同捜査本部は、6月20日、道路交通法違反(運転免許の不正取得)等で被疑者4名を逮捕した。

#### 1 逮捕年月日

平成24年6月20日 通常逮捕(甲・乙・丙)  
現行犯逮捕(丁)

#### 2 被疑者

- |       |    |         |     |
|-------|----|---------|-----|
| (1) 甲 | 国籍 | 中華人民共和国 |     |
|       | 氏名 |         | 37歳 |
| (2) 乙 | 国籍 | 中華人民共和国 |     |
|       | 氏名 |         | 20歳 |
| (3) 丙 | 国籍 | 中華人民共和国 |     |
|       | 氏名 |         | 34歳 |
| (4) 丁 | 国籍 | 中華人民共和国 |     |
|       | 氏名 |         | 41歳 |

#### 3 事案概要

- (1) 被疑者甲は、被疑者丙が平成24年5月、警視庁江東運転免許試験場において自動車運転免許学科試験を受験するに際し、携帯電話やワイヤレスイヤホン等の機器を貸し与え、外部から試験問題の解答を教えるなどの不正手段により、丙に自動車運転免許を取得させたもの。(被疑者乙は共謀の上、機器の交付等を行った。)
- (2) 被疑者丁は、平成24年6月20日、不正に自動車運転免許証の交付を受ける目的で、正当な理由なく、警視庁鮫洲運転免許試験場に侵入したものの。

#### 4 適用罪名

- (1) 道路交通法違反(免許証不正取得)  
同法第117条の4第4号、刑法第60条  
(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- (2) 建造物侵入  
刑法第130条(3年以下の懲役又は10万円以下の罰金)

## 1 F A T F 対日審査フォローアップ

平成24年6月21日、イタリア（ローマ）において開催されたF A T F 会合において、平成20年10月のF A T F 対日審査で「不履行（NC）」又は「一部履行（PC）」の評価（注）を受けた事項について、我が国の改善状況の報告を行ったもの。

今回の報告は、平成22年10月及び平成23年10月の報告に続き、3回目となる。

（注）評価は「履行(C)」、「概ね履行(LC)」、「一部履行(PC)」、「不履行(NC)」の4段階

## 2 結果概要

### (1) 討議

冒頭、F A T F 事務局から日本の第三次フォローアップ報告書に対する見解が述べられた後、我が国から犯罪収益移転防止法等の改正を始めF A T F の指摘事項に対する改善状況の説明を行い、各国から意見が述べられた。

#### ① 顧客管理

我が国から、平成23年4月に改正犯収法が成立し、平成24年3月には同法の政省令が公布され、現在は平成25年4月の施行に向けた準備をしている旨を説明したところ、F A T F 事務局との間で、法令改正による勧告の履行状況の評価について多大な見解の相違が依然として存在し、今回の会合で結論を出すのは時期尚早であり、次回の会合に向け、日本とF A T F 事務局が継続的に協議することを奨励する意見が大勢を占めた。

#### ② その他の指摘事項

我が国から、その他の指摘事項の改善に向けて具体的な進捗を示せるよう引き続き努力する旨を説明したところ、進展が乏しいとの強い懸念が示され、早急な対処を要請する意見があった。

### (2) 決定事項

上記の討議の結果を踏まえ、平成24年10月の次回全体会合において、更なる進捗状況を報告すること、顧客管理については、次回全体会合に向けF A T F 事務局と十分な協議を行うことが決定された。

## 1 事故概要等

(1) 平成24年6月26日午後1時35分頃、大阪市西成区内の細街路において、普通乗用自動車が行歩者や店舗等に衝突を繰り返しながら走行し、男性1名に重傷を、男女5名に軽傷を負わせたのに救護等することなく逃走したひき逃げ事故。

### (2) 関係者

#### ア 被疑者

大阪府河内長野市居住

職業不詳 男性 (32歳)

※普通乗用自動車運転 (同乗者なし)

※免許あり

※飲酒なし

#### イ 被害者

(ア) 重傷1名

60歳男性

(イ) 軽傷5名

22歳男性、38歳男性、42歳男性、60歳男性

40歳女性

(ウ) その他

少なくとも店舗、看板など5ヶ所が物件被害

## 2 捜査状況

(1) 大阪府警察では、西成警察署に捜査本部を設置し、本部及び西成警察署合同で鋭意捜査。

(2) 6月26日、被疑者を道路交通法(信号無視)違反で現行犯逮捕、27日、自動車運転過失致傷罪及び道路交通法(救護義務・不申告)違反で通常逮捕(再逮)。

(3) 6月27日、被疑者自宅等関係先2ヶ所の搜索差押えを実施。

## 3 今後の捜査方針

(1) 目撃者や防犯ビデオの捜査等を通じて事故状況等の解明を図る。

(2) 被疑者の薬物使用の有無、事故原因等について鋭意捜査を進める。

### 1 概要

6月25日、国際ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、今月20日に改正著作権法が成立したことを受け、日本の政府機関及び（社）日本レコード協会に対する攻撃を示唆する書き込みを行ったもの。

当該書き込みがなされたウェブサイトで示されたチャットページ等では、引き続き、日本へのサイバー攻撃に関するやり取りが行われており、財務省等のウェブサイトに関連が疑われる被害が生じている。

### 2 関連が疑われるサイバー攻撃事案の発生状況

#### (1) ウェブサイト改ざん事案

いずれも、「大飯原発再稼働断固反対」、「WE ARE ANONYMOUS」等の内容が表示されるよう改ざんされたもの。

組織名	日付
財務省（国有財産情報公開システム）	6月24日から25日
国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	6月26日

#### (2) 閲覧困難事案

アクセス集中によりウェブサイトの閲覧が一時的に困難となったもの。

組織名	日時
裁判所ウェブサイト（※）	6月26日20:46頃～21:40頃
自民党	6月26日22:07頃～翌27日00:30頃
民主党	6月27日00:40頃～01:40頃
日本音楽著作権協会	6月27日19:30頃～
日本経済団体連合会	6月28日01:30頃～01:50頃

※ 最高裁判所と地方裁判所の両方の情報を掲載するウェブサイト

### 3 警察の対応

警察庁では、サイバーフォースセンター等において、関連するチャットページ等を監視しているほか、政府機関を始めとする攻撃対象として掲示されたウェブサイト等の監視態勢を強化し、関連情報を収集。内閣官房と連携し、ウェブサイトに関覧困難が生じた組織及びウェブサイトの改ざんが確認された組織等に対し、都道府県警察を通じ、必要な対処について助言するなどの被害拡大防止措置を講じている。

## 1 経緯

本年1月31日閣法提出、4月20日自公案提出の後、与野党協議を経て6月15日両法案撤回し、衆・環境委員長が本法案を提出。6月20日成立、6月27日公布。

## 2 法律の概要

### (1) 関係組織の一元化及び機能強化

- 原子力安全規制、原子力災害対策指針の策定、核セキュリティ事務の調整等を行う原子力規制委員会を環境省の外局として設置（「3条委員会」、委員長及び委員は国会同意人事）。
- 同委員会の事務局として原子力規制庁を設置。職員は、原子力推進官庁（警察は含まず）との間で原則ノーリターン。
- 平時のオフサイト対策のうち関係機関の調整等を行う原子力防災会議（議長：内閣総理大臣。議員：全国務大臣）を内閣に設置。

### (2) 原子炉等規制法の一部改正

災害が発生した施設に対する安全規制措置、バックフィット、運転期間制限の導入。

### (3) 原子力災害対策特別措置法の一部改正

関係自治体の拡大、原災本部の拡大（全大臣が本部員）、原子力規制委員会の技術的・専門的判断に係る事項は原災本部長（内閣総理大臣）の指示対象から除外、緊急事態宣言解除後も本部を存置。

### (4) 原子力基本法の一部改正

原子力利用の安全の確保は、確立された国際的基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする旨規定。

## 3 警察関連

### (1) 原子炉等規制法の一部改正関係

- 法の目的に、自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う旨追加。
- 災害が発生した施設の実施計画の認可等についても原子力規制委員会が国家公安委員会に意見を聴取。

### (2) 原子力災害対策特別措置法の一部改正関係

- 国の責務に、自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害に伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化等万全の措置を講ずる旨を追加。
- 緊急事態宣言解除後における警察官による指示権を規定。

## 4 今後の予定

施行 公布後3月以内



栃木県警察は、北朝鮮に不正に貨物を輸出したとして、宇都宮市内の会社役員らを、外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)の疑いで、6月27日(水)、通常逮捕した。

#### 1 被疑者

##### (1) 被疑者甲

国籍

住居 栃木県宇都宮市

職業

氏名

(82歳)

##### (2) 被疑者乙

本籍

住居 東京都昭島市

職業

氏名

(67歳)

##### (3) 被疑者丙

国籍:

住居: 大阪市

職業:

氏名:

(31歳)

#### 2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)

#### 3 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成21年6月18日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成23年8月25日、スロットマシン、ボウリング用品等(輸出申告価格約594万6,038円)を、経済産業大臣の承認を受けることなく、横浜港から中国・大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

#### 4 参考

我が国政府の講じた対北朝鮮措置に係る違反事件として、本件は25件目(輸出18件、輸入6件、仲介貿易1件)の検挙となる。

なお、中国・大連を経由した迂回輸出入事件としては20件目となる。

## 1 経緯

- 6月20日開催の情報セキュリティ対策推進会議（議長：内閣官房副長官、以下「推進会議」という。）において、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティインシデントに対して機動的な支援を行うため、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)に設置される情報セキュリティ緊急支援チーム(CYMAT: Cyber Incident Mobile Assistant Team)の運営等について、申し合わせがなされた。
- 当庁としては、5月末に組織内の対処体制として警察庁CSIRTを設置したところ、政府の枠組みの中でも保有する技術力を発揮するため、人的な貢献とともに、訓練等についても積極的に支援することとしたもの。

## 2 CYMATの概要

## (1) 体制

統括責任者：政府CISO(内閣官房副長官補(安全保障・危機管理))

管理責任者：内閣参事官

要員：政府機関からの推薦者40名程度(各省庁は1～4名を推薦)  
身分は、非常駐職員で内閣事務官に併任

## (2) 支援対象事案

サイバー攻撃等により、(3)の支援対象機関等の情報システムに、障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象。

## (3) 支援対象機関等

政府機関、推進会議のオブザーバー参加機関(衆議院・参議院事務局、最高裁判所、日本銀行等)、独立行政法人等

## (4) 主な活動内容

支援対象機関等の要請に基づき、次の活動を行う。

ア 事象の正確な把握

イ 被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のための技術的な支援及び助言

## 3 警察における対応

## (1) 要員の推薦

情報通信局から4名の専門的技能を有する職員を推薦。

## (2) CYMAT要員に対する演習の実施

CYMAT要員に対する訓練の一環として、当庁情報技術解析課において、事案を想定した実戦的な演習の実施を分担する予定。

なお、訓練に当たっては、警察情報通信学校の施設の利用を想定。